



週報 第3027回

会長 藤野 修次 副会長 藤原 重行
幹事 寺田 敏也 SAA 泉谷 仁博



泉大津ロータリークラブ
Izumiotsu Rotary Club

事務局 〒595-0062 泉大津市田中町10-7 泉大津商工会議所3F TEL.0725-21-9500 FAX.0725-21-9501
メールアドレス izumiotsu-rc@ioctv.zaq.ne.jp
ホームページ http://izumiotsu-rc.org



今週の例会 (2019年4月26日)

■ プログラム

4月26日:
卓話担当 藤原 重行 会員
卓話講師 泉大津警察署 交通課長
松井 勝利 様

■ 次週のプログラム

5月3日: 例会休会

■ 今後の予定

5月10日: 「私の履歴書」

■ 祝 誕生日

渡辺 万寿 (27日)
八木 昌彦 (9日)

■ 今月のロータリーソング

手に手つないで

■ 先週の例会

会長の時間

先週の京都での家族例会お疲れ様でした。
天気には恵まれませんでした。交通の面では思ったよりスムーズに移動ができた時間通りに進行したのは良かったと思います。それに、親睦委員会の皆さんには、当日色々とお世話して頂いて有り難うございました。宴席での「トラ・トラ・トラ」をするというのを、松内先輩から提案して頂きました。最初は、内容が分からないうちに進行してしまいましたが、お姉さんたちの指導もよかったです。少しずつ馴染んでお遊びができました。又、近いうちに、こうゆうチャンスがあればもっとオーバーアクションを加えてみんなで楽しめると思います。それに皆さんも参加して頂き、お座敷が非常に盛り上がり良かったと思いました。



藤野 修次 会長

今日は、「高速道路の豆知識」のお話をさせていただきます。高速道路のサービスエリア(SA)やパーキングエリア(PA)の駐車場の白い枠線が、よく斜めに引かれているのにお気付でしょうか?斜めに引かれていることで、ハンドル操作が少なくスムーズに駐車・発進できる事も理由の一つですが、その最大の目的は、今話題になっている道路の逆走の防止のようです。進行方向や出口が分かりやすく、一方通行の高速道路には適しているのだそうです。仕事や旅行で高速道路の利用する機会も多いと思いますが、「今日の辺りを走っているんだろう?」と思ったことはありませんか?どこを走っているか分からないところで車が故障した場合に役立つのが、キロポスト(距離標)です。100メートルごとに路肩や中央分離帯に小さな数字が表示されていて、高速道路の起点からの距離をキロメートル単位で示しています。1キロごとに非常電話が設置されていますから、何か起きた時には、キロポストが示す数字を道路管制センターに伝えて下さい。それに、高速道路の

今月の歌

ふるさと

兎 追いし 彼の山
小鮒 釣りし 彼の川
夢は 今も 廻りて
忘れがたき 故郷

IZUMIOTSU ROTARY CLUB 第3027回

本線上に引かれている白い線を、車線境界線と呼びますが、その長さをご存知でしょうか?車線境界線の長さは、人が感じているより長く、8メートルの白線と12メートルの空白部分からなっていて、2つを足すと20メートルが1セットとなり、5セットで100メートルになるので、前の車との車間距離の目安にもなります。

幹事報告 寺田 敏也 幹事
なし

委員会報告
○ゴルフ同好会より、5月のゴルフコンペの会費を来週の例会で集金致しますので、出席される方はご用意お願い致します
○本日例会終了後、親睦活動委員会を開催します(松村 泰英 親睦活動委員長)
○職場施設訪問・見学のご案内
5月24日(金)の例会終了後、午後2時~3時地域周産期母子医療センター(泉大津市立病院)。週明けに事務局より案内のFAXが流れますのでご出席よろしくお願致します(瀧谷 達 職業奉仕担当理事)

ビジター なし

出席報告 会員数43名 出席免除0名

月日	出席数	欠席	補充	出席率
4/19	36名	7名	—	83.72%
4/5	37名	6名	3名	93.02%

■ メークアップ

榎本 (4/17 和泉RC)
今井、楠本 (4/5 家庭集会)

■ ニコニコ箱

- ・先日の家族例会皆様、御協力ありがとうございました。榎本様、本日の卓話よろしくお願致します。藤原さん、写真ありがとうございました(藤野)
- ・家族例会お疲れ様でした。早退のお詫び(藤原)
- ・家族例会おつかれ様でした。藤原さん、写真ありがとうございました。本日榎本さん、卓話よろしくお願致します(寺田)
- ・家族例会おつかれ様でした。藤原さん、写真ありがとうございました。榎本さん、卓話宜しくお願致します(泉谷)
- ・春の家族例会、無事に開催できました。メンバーの皆様ありがとうございました。藤原副会長、写真ありがとうございました(松村)
- ・先日は親睦委員の方々にお世話になり有難うございました。遅刻してすみません(根尾)
- ・藤原さん写真ありがとうございました(松内)
- ・松村委員長お疲れ様。藤原さん写真ありがとうございました(植村)
- ・藤原さん写真ありがとうございました(南出)
- ・Mr.Rotary 写真ありがとうございました。(渡辺)
- ・家族会お疲れ様でした。藤原様、写真有難う御座居ます(前山)
- ・藤原さん写真ありがとうございました(西野)
- ・誕生日いわいありがとうございます(上田)
- ・家族例会欠席のお詫び(深井)
- ・早退のおわび(中)

ニコニコ箱合計	34,000円
累計	715,000円

先週のプログラム 「特例事業承継税制あれこれ~ほんのさわり~」



卓話担当 榎本 善夫 会員

特例事業承継税制を考える土台は、相続(税)です。特に中小企業にとっては深刻な問題であり、そのため平成20年に、いわゆる「円滑化法」が出来ました。

「税金」ということだけに絞れば、確かに納税猶予制度によって問題は解決された部分もあります。しかし、相続(税)は税金だけの問題ではなく、①遺留分あるいはそれに伴う遺留分減殺請求(権)並びに遺留分の生前放棄の問題、②生前贈与あるいはそれに伴う特別受益の問題、等々があり、結果として「円滑化法」は使い勝手の悪いものでした。

そこで「円滑化法」の改正がなされ、いわゆる「民法特例」と言われる①先代からの贈与株式を遺留分算定の基礎財産から除外(除外合意)。旧代表者の生前に、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、旧代表者の推定相続人及び後継者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、旧代表者から後継者へ

生前贈与された特例中小企業者の株式その他一定の財産について、遺留分算定の基礎財産から除外することが出来るという制度と、②贈与株式の評価額をあらかじめ固定(固定合意)。生前贈与後に後継者の貢献によって自社株式の評価が上昇した場合でも、遺留分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で計算されてしまうため、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、旧代表者の推定相続人及び後継者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることができた場合、遺留分の算定に際して、生前贈与された特例中小企業者の株式の評価額を合意時点の評価額であらかじめ固定出来るという制度が出来ました。

もう一つ、民法の改正も行われました。遺留分減殺請求権の制限に関する改正です。以上の改正により表題の税制がかなり有効なものになりました。また、この税制を考える上で必要なことは、円滑化法、民法、措置法等々の法規が複雑に絡み合っていますので、慎重な対応が必要と見えます。